

## 業 務 説 明 資 料

### 1 件名

横浜市図書館再整備構想等策定支援業務委託

### 2 履行場所

横浜市教育委員会事務局 ほか

### 3 履行期限

契約締結の日から令和7年3月31日

### 4 趣旨・目的

横浜市では、令和5年度中に「横浜市図書館ビジョン」を策定予定です。同ビジョンは、10～20年後の中長期的な社会の変化を展望し、これからの図書館の「目指す姿」や「取組の方向性」を示すものです。

本業務委託は、横浜市図書館ビジョンで示される「新たな図書館像」を踏まえ、市内18館について再整備（移転、現地建替え、リニューアル）のための基本的な概要を調査・整理して基本計画の策定を支援するとともに、早期に再整備する候補館を選定した上で、選定された再整備候補館の基本構想策定に係る業務を支援するものです。

### 5 委託業務内容

#### (1) 再整備基本計画の策定支援

次の調査項目をもとに、再整備基本計画の作成を行う。なお、項目アについては、5月上旬を目途に中間報告をとりまとめることとし、中間報告の提出方法や具体的な時期については委託者との協議により決定するものとする。

#### ア 全館の概要調査

18館について、横浜市が提供する既存資料等を用いて概要を調査し、「イ 現況調査」の対象とする館を選定するための指標を提案する。

(ア) 全館の調査：竣工年、老朽化状況、施設規模、敷地条件、狭隘化状況、区内における市街地再開発や公共施設再編再整備、大規模土地利用転換等の都市開発計画の動向

(イ) 指標の提案：「イ 現況調査」に着手する館の選定指標の提案

#### イ 現況調査

選定指標の提案に基づき委託者から指示する館を対象に以下の事項を検討する。

(ア) フロア構成

(イ) 既存敷地の立地条件（開発条件、アクセス性などの立地ポテンシャル）

(ウ) リニューアル工事の難易度。消防法への対応も評価する。老朽化調査は既存データを活用する。

(エ) 地域特性

(ウ) 来館者の属性を各館平日 1 日、休日 1 日の 2 日間程度実施するアンケートにより調査する。なお、アンケート内容や実施方法、具体的な時期については委託者との協議により決定するものとする

#### ウ 図書館へのヒアリング

「イ 現況調査」の対象とする図書館について利用状況、課題等について把握するためヒアリングを実施する。

#### エ 図書館周辺の動向調査

「イ 現況調査」の対象とする図書館について、以下の事項を地図上に整理する。対象施設の半径 1 キロメートル圏内及び最寄り駅並びに区内主要駅周辺を対象範囲とする。

(ア) 横浜市の公共施設の有無

(イ) 活用可能な用地の有無、及びその位置、面積、用途地域等

#### オ 再整備の方向性の検討

18 館について再整備を行う場合の方向性を検討する。なお項目 (ア) については、8 月上旬を目途に中間報告を取りまとめることとし、中間報告の提出方法や具体的な時期については委託者との協議により決定するものとする。

(ア) 「イ 現況調査」の対象とする図書館について、ア、ウ及びエを踏まえ、再整備場所及び再整備順序を検討する。あわせて、(2)「再整備候補館における基本構想の策定」に着手する館の選定指標を提案する。

(イ) 「イ 現況調査」の対象としない図書館については、敷地条件を踏まえて機能の拡張とアクセシビリティの向上の可能性を検討する。

### (2) 再整備候補館における基本構想の策定支援

(1)において検討中の再整備基本計画及び横浜市図書館ビジョンを踏まえ、概ね 10 年以内に実現可能な館について再整備に関する基本構想の作成を行う。なお、選定する館については、5 (1)オ「再整備方針」の(ア)に基づき、委託者から指示することとする。また、10 月中旬を目途に中間報告を取りまとめることとし、中間報告の提出方法や具体的な時期については委託者との協議により決定するものとする。

ア 社会動向調査

イ 基本理念、基本方針の検討

ウ サービスの方向性の検討

エ 施設規模の検討

オ 立地の検討

カ ボリューム・配置の検討

キ 事業手法及び事業スケジュール、概算事業費の検討

ク 基本構想本編及び概要版の策定支援

ケ 履行期間中に3回程度想定される各種会議等の資料作成等運営支援

## 6 成果物

- (1) 再整備基本計画本編及び概要版 3部
- (2) 基本構想本編及び概要版 3部
- (3) 上記資料の電子データ（CD-R）1部
- (4) その他、発注者が必要に応じて指示する資料

## 7 その他

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と適宜打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務を通して知り得た情報を、業務の遂行に必要な場合を除き、委託者の承諾なく第三者へ漏らしてはならない。
- (3) 横浜市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報はすべて横浜市の個人情報であり、横浜市の許可なく複写及び複製、並びに第三者へ提供してはならない。
- (4) 受託者は、業務遂行上やむを得ない理由により、第三者に一部業務の再委託を行う際は、委託者と協議し、承諾を得なければならない。
- (5) 成果品の著作権は、すべて横浜市に帰属するものとする。受託者は横浜市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定すること。